土壌の汚染に係る環境基準について

令和3年4月現在

平成3年8月23日 環境庁告示第46号

項目	基準値	弊社測定方法	弊社定量下限値
カドミウム	0.003 mg/l以下	JIS K 0102 55.3	0.0003 mg/l未満
全シアン	検出されないこと	JIS K 0102 38.2	0.1 mg/l未満
有機燐	検出されないこと	環告第64号付表1	0.1 mg/l未満
鉛	0.01 mg/l以下	JIS K 0102 54.3	0.005 mg/l未満
六価クロム	0.05 mg/l以下	JIS K 0102 65.2	0.04 mg/l未満
砒(ひ)素	0.01 mg/l以下	JIS K 0102 61.2	0.005 mg/l未満
総水銀	0.0005 mg/l以下	環告第59号付表1	0.0005 mg/l未満
アルキル水銀	検出されないこと	環告第59号付表2	0.0005 mg/l未満
PCB	検出されないこと	環告第59号付表3	0.0005 mg/l未満
銅	125 mg/kg以下	総理府令第66号	10 mg/kg未満
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	JIS K 0125 5.2	0.002 mg/l未満
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	JIS K 0125 5.2	0.0002 mg/l未満
クロロエチレン	0.002 mg/l以下	環告第10号付表	0.0002 mg/l未満
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	JIS K 0125 5.2	0.0004 mg/l未満
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	JIS K 0125 5.2	0.002 mg/l未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	JIS K 0125 5.2	0.004 mg/l未満
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下	JIS K 0125 5.2	0.0005 mg/l未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下	JIS K 0125 5.2	0.0006 mg/l未満
トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	JIS K 0125 5.2	0.001 mg/l未満
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	JIS K 0125 5.2	0.0005 mg/l未満
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下	JIS K 0125 5.2	0.0002 mg/l未満
チウラム	0.006 mg/l以下	環告第59号付表4	0.0006 mg/l未満
シマジン	0.003 mg/l以下	環告第59号付表5.1	0.0003 mg/l未満
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下	環告第59号付表5.1	0.002 mg/l未満
ベンゼン	0.01 mg/l以下	JIS K 0125 5.2	0.001 mg/l未満
セレン	0.01 mg/l以下	JIS K 0102 67.2	0.002 mg/l未満
ふっ素	0.8 mg/l以下	JIS K 0102 34.1	0.08 mg/l未満
ほう素	1 mg/l以下	JIS K 0102 47.3	0.1 mg/l未満
1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	環告第59号付表7	0.005 mg/L

備考

1. 検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
3. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

株式会社愛知環境技術センター
http://aichi-labo.com
mail: info@aichi-labo.com